

令和9年度 小学校新1年生の保護者の皆様へ

新入学学用品費の入学前支給のご案内

古河市教育委員会では、経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助を行っています。ご入学前に、就学援助の一部である「新入学学用品費」の支給を希望される方は、申請書を提出してください。

◆援助の対象となる方（所得等の審査有り）

- ・令和9年2月1日時点で、古河市内に居住している方
- ・令和9年度に、古河市立の小学校へ入学する方
- ・古河市における就学援助の基準に該当する方

※生活保護を受給されている方は除きます。

※保護者の親等と同居の場合、住民票上は別世帯でも公共料金（水道等）の契約が別でないときは同一世帯として審査の対象となります。

◆申請期間

令和9年1月4日（月）～ 令和9年1月15日（金）【郵送可・必着】

◆申請先

古河市教育委員会 教育総務課 学校教育係（古河庁舎2階）

◆申請方法

電子申請または教育総務課へ申請書類を提出（窓口または郵送受付）

【窓口申請受付時間】月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分まで



↑電子申請はこちら

◆申請書類

書類	提出が必要な方
就学援助費申請書兼請求書※ ¹	申請者全員（インターネット申請の方は不要）
通帳又はキャッシュカードの写し※ ²	申請者全員
令和8年度市・県民税課税（非課税）証明書	令和8年1月1日時点で古河市に住民登録がない方
最新の賃貸契約書※ ³	借家にお住まいの方

※1 教育総務課にあります。また、古河市公式ホームページから様式をダウンロードすることができます。

※2 金融機関名または金融機関コード、支店名または支店コード、口座名義（カナ）、口座番号がわかる箇所の写しをご用意ください。（電子申請の方も写真の添付が必要です）

※3 住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記されている箇所の写しをご用意ください。（電子申請の方も写真の添付が必要です）

◆支給について

支 給 額：64,300円

振込先・支給時期：保護者の口座へ振込します。支給時期は2月下旬頃を予定しています。

◆注意事項

- ・今回の入学前支給を受けた方は、入学後に就学援助の認定を受けた場合、「新入学学用品費」の支給はありません。
- ・上記の申請期間後に申請された方は、入学後に支給します。（4月1日付認定の場合のみ）
- ・入学前支給後に転出された場合、返金は求めません。なお、転出先自治体に対して、新入学学用品費の支給を受けた旨を通知することがあります。
- ・就学援助の基準や必要書類については、古河市ホームページをご確認いただくか、教育総務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ及び申請先】

〒306-8601 古河市長谷町38番18号

古河市教育委員会 教育総務課 学校教育係（古河庁舎2階）

TEL 0280-22-5111（内線2505・2508）



古河市ホームページ